

承認第3号

豊後大野市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年5月1日 提出

豊後大野市長 橋本祐輔

豊大専第2号

専 決 処 分 書

豊後大野市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

豊後大野市都市計画税条例の一部を改正する条例

豊後大野市都市計画税条例（平成17年豊後大野市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第7項の前の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、附則第8項から附則第11項までの規定中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、附則第12項（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第16項中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊後大野市都市計画税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。